

令和5年度

社会福祉法人和順共生会

特別養護老人ホーム和順の里事業計画書

社会福祉法人和順共生会運営の理念

○ 共生（ともいき）思想を基礎に、共生社会の実現を目指す

- ① 共生（ともいき）思想とは、「私のいのちが、他のいのちによって生かされており、また私が生きる意味は、他のいのちを生かすことによって実現する」ということを内容としており、一人一人がお互いを認め合い、お互いを大切にし、ともに支えあって生きるということをお互いにわらわしている。
- ② 共生（ともいき）とは、「赤い色は、赤く輝き、黄色い色は、黄色く輝き、白い色は白く輝くということ」であるといわれているように、決して一人一人の個性を抑えて、お互いの協調を図るということではなく、協調の中からもその人らしさが発揮されるものである。
- ③ 共生（ともいき）は、入居者同士だけのものではなく、入居者と職員、職員同士の共生、そして地域社会との共生をも目指すものである。

○ 高齢期において介護が必要になっても、高齢者一人ひとりの個性が生かされ、生活への意欲が引き出せる、生きがいあふれる生活文化に基づく共生生活の場を創造する

- ① 特別養護老人ホームの入居者は、「身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とする」人々である。まずは、生活を支えるための介護を丁寧に行うことが大切である。
- ② 介護が重要だからといって、介護を受けるだけの生活になってはならない。生活には、介護以外の沢山の要素がある。一人一人が、安心して過ごせる生活の場の提供と意欲と希望の持てる、尊厳のある生活を目指すものである。

○ これまでの高齢者福祉の到達点をふまえつつ、生活する高齢者が主人公となるよう社会福祉援助技術を探求し、21世紀の社会福祉援助技術の発展、福祉教育の充実に資する臨床の場を目指す

- ① 職員は、入居者一人一人のよりよき生活を支えるため、日々発展する新しい知識を蓄え、また、介護技術の向上を図るため、職員は常に研鑽に努める。
- ② また、実習生やボランティアを受け入れ、介護の本質を伝えるとともに、福祉教育の充実のために役立つ実習の場とする。

前回の介護報酬改定では、国は、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図るとし、以下の5つの重点項目を示しています。重点項目と特別養護老人ホームに関係するものをまとめると以下のようになります。今年度は以下の重点項目をより実効できるようにシステム化できるようにしていきます。

I、感染症や災害への対応力強化

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化

○災害や感染が起こっても施設の業務が行っていただけるようにBCP計画を作成・共有します。

II、地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるように取組を推進

○看取りへの対応の充実 ・施設における評価の充実

III、自立支援・重度化防止の取組の推進

LIFEを導入し有効に利用できるか検証していく。

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

LIFEの推進

○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

IV、介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化・業務負担軽減の推進

○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減の推進

V、制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

そしてその他として、介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化を上げています。

和順の里は、「地域包括ケアシステム」の一翼を担う施設として、令和5年度は和順の里の理念に基づきこれらの重点項目の内容を達成できるよう以下のような事業を行いたいと思います。

1、佛教大学との協働事業

施設開設に全面的な支援をいただき、実質的な開設者である佛教大学との連携を大切に、以下の事業を協働します。

① 施設職員への研修事業

例年佛教大学教員や外部講師を招いて和順の里職員に対する施設内研修事業を行ってきましたが、引き続き和順の里職員のキャリアアップを目指して、この研修事業を行っていきます。

② 季節行事への学生ボランティアの受け入れ

施設の二大行事であるさくら祭り、秋祭り等に佛教大学の学生ボランティアを募り、入居者の誘導や出店の手伝い等を担ってもらいます。(ただし新型コロナウイルス感染症の感染状況により中止の場合もあります)

③ 大学生への介護技術講習

今年度も社会福祉援助技術現場実習に行く佛教大学社会福祉科学生に対して、和順の里職員が、移乗、移動、着替えをはじめとする介護技術の講習を行います。

④ 実習生の受け入れ、

例年通り、佛教大学福祉学部社会福祉学科(通学及び通信課程)の社会福祉援助技術現場実習及び佛教大学保健医療技術学部看護学科の臨地実習等の受け入れ実習指導を行います。

*コロナ感染状況を見ながら実施できるように努めます

2、本年度の施設運営の主要目標

- (1) サービスの質の向上(介護サービスの質の向上とケアプランの適正化) IIとIIIに対応
- (2) 感染症対策の見直し・徹底 Iに対応
- (3) 新たな介護保険制度への対応 IIIに対応
- (4) 施設内研修の充実(介護技術の向上やキャリアアップを目指して) IIに対応
- (5) 委員会活動の活発化 II, III, IV およびリスクマネジメントに対応
- (6) 職員の環境改善と確保 IV, Vに対応
- (7) 収入の向上と支出の適正化 Iに対応
- (8) 地域社会への貢献 IIに対応
- (9) 災害対策の見直し Iに対応
- (10) 事務機能の充実 IVに対応

3、事業計画の詳細

(1) サービスの質の向上(ケアプランの適正化と介護サービスの質の向上)

特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護の介護、看護、機能訓練、栄養関係等は、すべて各個人ごとのケアプラン(施設サービス計画書及び短期入所サービス計画書)に基づいて行われます。サービスの質を向上させるために以下のことに気を配りながら適切なケアプランの作成を行い、それに基づいたサービスを実施します。

① ケアプランの適正化と個別ケアの徹底

ケアプラン作成・実行の流れは、アセスメント(その人に関わる情報収集と評価・分析)→ニ

ーズの抽出→ケアプランの作成→プランの実施→モニタリング(うまく行っているかどうかの確認)→再アセスメント→循環(アセスメントからモニタリングの繰り返し=ケアマネジメントサイクル)となります。

○入居者・家族の気持ちの把握と適切な対応

アセスメントの際に最も重要なのは、本人(家族)の気持ちをしっかりとらえるということです。ケアプランの目指すところは、「望む暮らしとよりよい生活の実現」ですので、出来る限りの努力をし、入居者個々の生活歴の把握をするとともに、本人(家族)の気持ちをしっかりとらえるようにします。

○適切なアセスメントに基づくケアプランの作成

本人(家族)の生活に対する意向をしっかりと捉えるとともに、健康状態、栄養状態、生活機能(食事、入浴、排せつ、移動、移乗等々)、環境、性格等について、適切なアセスメントを行い、ニーズ(課題)を導き出し、ケアプランを作成します。

○ケアプランに基づく適切なケアの遂行

いくら立派なケアプランを作成しても、それが実行されなければ意味がありません。介護職員、看護職員、機能訓練指導員、管理栄養士、生活相談員(介護支援専門員)環境整備員、事務職員というすべての職員が連携・協働をしながら、適切なケアを行うようにします。

○介護技術の向上

入居者が施設でよりよい生活を送るためには、各個人が自力でできないところを支援してスムーズな日常生活を送っていくことがベースになります。生活の核である三大介護(食事、入浴、排せつ)を入居者それぞれに適切に行うためには、支援する職員は正しい介護技術を身につけていることが必要ですし、どの介護職員が行っても同質の介護がなされなければなりません。そのためには、各介護職員の技術の標準化と技術の向上が必要です。

施設内研修や外部研修で最新の介護技術を身につけるとともに、介護マニュアルの見直しも行いながら、介護技術の平準化の努力を続けたいと思います。

②ケアサービスの質の向上

ケアサービスの基本は、自立支援を目指した利用者本位の介護です。

自己決定、自己選択を尊重するとともに、着替えはもとより、可能な限りの離床、自力排泄を促すように自立支援へ向けてのサービスを行うよう努力します。

○人権を尊重した職業倫理と職業哲学の確立

ここ数年介護職場における殺人や虐待のニュースが大きく取り上げられ、介護現場に対する信頼が大きく揺らいでいます。和順の里では、決してそのようなことが起こらないよう、職員相互に注意し合うとともに、職員に人権意識を喚起するように、施設内研修や各フロア会議等を通して職員全員に人権を尊重した職業倫理の浸透を図る取り組みをしていきたいと思っています。

○行事とレクリエーション

施設における生活は、職員が意識していろいろな活動を行わないと、毎日同じことの繰り返しで、日常生活がマンネリ化してしまいがちです。和順の里においては、生活にメリハリをつけることができるよう、今年からは新型コロナウイルス感染症の予防対策を行いながら季節の全体行事と各フロアを中心としたレクリエーションに取り組みたいと思います。

季節行事は、入居者の生活に季節感を持たせる重要なものです。また、入居者の家族にとっては、季節行事は職員や他の入居者、家族とふれあい、楽しめる大切な機会です。感染予防策を徹底した上で少しでも入居者様と家族様が出会える環境を提供するように努めていきます。

さくら祭り、秋まつりという施設全体の行事を充実させるとともに、日常的なレクリエーション活動を行いたいと思います。

○医療、看護、介護の連携

施設における嘱託医師と看護職員が一番大切な役割は、適確な判断により入居者の健康・生命を守るとともに、望まれる方には看取りへの援助を行い、家族及び関係職員にその入居者の健康状態を分かりやすく伝え、納得と安心を与えるということです。

昨年度も、家族を交えて終末期を見据えた医療カンファレンスが多くの開かれ、家族のみならず職員も納得の上でターミナルケア（終末期ケア）が実施されました。施設看取りを望む本人、家族は年々増加しています。今年度も介護保険の趣旨に従って、入居者一人ひとりに関わる全職員が連携を図りながら、看取り介護の質向上に向けた努力を続けていきたいと思います。

また、入居者の細やかな健康管理ができるよう、看護職員は、日常的な処置、薬の管理、経管栄養の管理等に励むとともに、他職種との連携と役割分担を明確にしながら、入居者に寄り添う看護を実施していけるようにしたいと思います。

○食の充実

入居者にとって、食事は大きな楽しみの一つであり、どのような食事が提供されるかは入居者にとっては大きなことです。そのため、常に入居者・職員の声を聴きながら、入居者一人ひとりの食べやすい形の食事を提供することが大切です。そして、旬のものを食べる季節料理や行事の際の食事は、目を楽しませ、新たな感動を与えます。

厨房運営については、業者委託しておりますが、和順の里の管理栄養士は、委託業者との連絡を密にし、食事委員会などにおいて提出された意見を集約し、入居者一人ひとりに合った形態で、おいしい、旬のものを提供してもらえるように努力していきたいと思います。

また、入居者一人ひとりの健康の維持・向上のための栄養マネジメントは、健康管理のみならず介護予防の一環として大変重要な役割を担っています。関係職員と連携を取りながら、ケアプラン（施設サービス計画）との整合性を図り、適切な栄養マネジメントを行い、入居者一人ひとりの健康状態の維持管理に役立てていきたいと思います。

○介護予防・リハビリテーション（口腔衛生と機能訓練）

介護予防のメニューの内容には、栄養マネジメントと並んで、口腔ケアとリハビリテーションが挙げられています。口腔内を清潔にすることは、様々な病気を予防することになります。特にベッドで長く過ごされる方にとっては、肺炎を予防するためにも、口腔内を清潔に保つことは非常に大切です。6年前から、歯科医師及び歯科衛生士と連携し、多くの入居者に月1回の歯科診療と週1回の口腔ケアを行っておりますが、介護現場においても、日常的に口腔内の清潔に心掛けて介護を行います。

また、リハビリテーションについては、機能訓練指導員を中心に入居者一人ひとりが少しでも生活機能を維持・向上できるよう、介護職員との連携の下、計画的な機能訓練のみならず、車いすでの姿勢や就床時のポジショニングにも工夫を凝らしてきました。入居者の生活機能は

年々重度化していますが、生活機能の維持・向上を図るため、今年度は、機能訓練指導員の増員をも図りながら、個々人のケアプランに沿った個別機能訓練計画を立案し、より充実した機能訓練に向けて努力していきたいと思っています。

③リスクマネジメントの実施

いくら丁寧な介護を行っていても、事故により骨折などが起こっては、せっかくの努力がふいになってしまいます。リスクマネジメント委員会において集められたヒヤリハット、事故報告書の分析を行うとともに、それに基づいて作成された事故予防策について、定期的に検証し直し、再発防止に努めます。

(2) 感染症対策の見直し・徹底

昨年は新型コロナウイルス感染症によるクラスターが起これ、運営や業務に支障をきたしました。入居者には居室で過ごして頂く事が多くなり、精神的・肉体的にも大きなご負担を与えてしまいました。職員も感染し業務を縮小せざるを得なかった。昨年の経験を糧にして、今年度は新型コロナ感染が起きた場合でも、当施設が介護サービスの業務継続できるような仕組みを構築し、BCP 計画を作成いたします。

また、他の感染症も起こったときでも業務が遂行できるように対策し直しをします。

(3) 新たな介護保険制度への対応

昨年度介護保険制度の改定があり、入居者個々人の病気(医療)、精神的・身体的状況(介護、リハビリ)、食事の状況(栄養状態)等データを集約して国に報告して、国から提案されるその入居者に適切な医療、介護、リハビリ、食事等の活用によって、再度プランを練り直し、実施し、評価し、再実施し(PDCA サイクル)、その結果を国に報告しながらケアの質向上を図るように求められております。

この制度を「LIFE」(科学的介護情報システム/Long-term care Information system For Evidence)と言っています。

昨年度は現場のデータを送り始めて、フィードバックしている途中経過で終わっています。

今年度は、より多くのデータを送り国からのフィードバックした内容を実施できるか施行していきます。

(4) 施設内外研修の充実

近年、施設職員のキャリアアップのシステム(キャリアパス)の確立が叫ばれています。それは職員一人一人が、自分の仕事の意味を理解し、人権を尊重した職業倫理に基づいた職業哲学(介護哲学)を持ちながら、知識を蓄え、技術を高めてステップアップしていくことです。

ステップアップの基本は、それぞれの自己啓発活動ですが、忙しい日常の中で時間を見つけて、自己学習するということは、なかなか難しいことです。令和4年度より施設外の研修は短時間で介護の質向上できるように、業者と提携してネットを活用して研修を始めました。令和5年度はネットでの研修をさらに有効利用し施設内研修を充実し、それぞれの自己啓発の一助とし、職員の質の向上を図っていききたいと思います。

各職員への面接を行いキャリアに応じた研修を提供し、介護の質向上に努めたいと思います。

令和4年度研修計画書

月	施設内研修会	職員グループ研修	その他
4月			令和4年度事業・予算説明会
5月	感染症対策	マナー研修	令和4年度事業・予算説明会
6月	救急救命	接遇研修	
7月	リスクマネジメント	接遇研修	
8月	身体拘束等	コミュニケーション	
9月	防災対策	コミュニケーション	
10月	褥瘡防止	認知症	
11月	リスクマネジメント	認知症	
12月	身体拘束・虐待	個人情報保護	
1月	感染症研修（演習）	個人情報保護	
2月	キャリアアップ研修		
3月	看取り		

(5) 委員会活動の活発化

施設内に必要な委員会を設け、委員会活動を活発化することにより、入居者のより良い生活を作り出すことができ、職員自身の意識も高まり、職務の改善によって仕事自体の活性化も図れることとなりますので、それぞれの職員が委員会の役割を自覚し、活発な活動が展開できるよう努力していきたいと思います。

今年度予定している委員会は以下の通りです。

- 感染症対策委員会 ○褥瘡防止委員会 ○リスクマネジメント委員会
- 口腔ケア委員会 ○行事委員会 ○地域・広報委員会 ○食事委員会
- ケア委員会（排泄・入浴） ○身体的拘束適正化委員会 ○防災対策委員会
- 看取りケア委員会 ○入所判定委員会 ○衛生委員会 ○LIFE委員会

(6) 職員の安定確保への努力

介護職員の数はあまり変化ありませんが、正介護職員の数が減ってきており補充が十分にできていない状態でした。日本人の正介護職員も数名採用出来ましたが、思うような育成出来ず続かなか現場職員に負担をかけてしまいました。今年度は、日本人介護職員は必要であります。介護職員として働き続けることが出来るような人材を採用するようにします。昨年よりネットを利用した採用活動により採用数は2・3名が増えてきており、よりネットを利用した採用を続けていきます。

外国人介護職員については、今年度より4名の正規介護職員として働いていきます。外国人については、日本語のレベル差により育成方法を施設全体で考えていく必要になってきておりま

す。教育システムを個々によって対応できるようにして、外国人の介護職員でも日本人と同等介護知識・技術を修得して長く働いてくれるような環境を作っていきます。将来的には日本人人口はさらに減少し外国人労働者の協力は必要になります。次の外国人労働者の基礎となるように育成をします。

他部署について、看護職員と機能訓練指導員は介護の現場も参加していただくようにして充足しています。相談員・事務職員の数は減っており引き続き採用していきます。

(7) 収入の向上と支出の適正化への努力

施設の収入は、介護保険からの収入と入居者の個人負担金で、その他の収入はほとんどありません。

施設の収入を安定させるためには、入居者及びショートステイ利用者をいかに確保するかにかかっています。

今年度は、入居及びショートステイ全体の稼働率の達成目標を 94.0%とし、稼働率を高める努力をし、収入の安定に努めたいと思います。介護職員の充足状況にもよりますが、入居者とショートステイ利用者の合計が施設に常に 100 人以上生活しておられるようにしていければと思います。(目指すところは、平均稼働率特養 96%、ショートステイ 60%です)

また、安定的な経営のためには、支出のコントロールも非常に大切なことです。支出の適正化を図るため不必要な支出を抑えるとともに、備品等の購入は本当に必要なものなのか、ヒアリングを行う中で、将来的なことも見据えて計画的に行うようにしていきたいと思います。

また、開設から 20 年目となりますが、いろいろな設備や備品が老朽化し、不具合が出てきています。必要な修理・修繕と共に入れ替え等も入札や見積もり合わせを行いながら、より適正な価格で購入・改修できるよう慎重に考えていきたいと思っています。今年度は空調の入れ換えを行います。

(8) 地域社会への貢献

① 家族介護者教室

原谷地区の要介護者を抱える家族の方に呼びかけ、介護保険の制度や介護の方法や認知症、成年後見制度等介護家族に役立つような制度、技術を知っていただけるよう、家族介護者教室を開催いたします。コロナ感染状況をみて対応いたします。

③ 相談窓口の設置

一般の人たちにとって福祉の制度の使い方や、介護に関することはなかなか分かりづらいものです。地域住民を対象に介護を中心に福祉全般にわたる相談を受け付ける「相談窓口」を事務所内に置き、生活相談員等が丁寧に対応します。

④ 地域交流

昨年度は新型コロナの影響により地元原谷地域の行事や祭りなども中止となり、地域交流ができませんでした。今年度は入居者の安全を考えながら地域交流を試みようと思います。

④広報の配布

年間1～2回発行を予定しています「和順の里だより」を地域住民に回覧、配布等の方法で供覧し、地域の人たちに、和順の里への理解を深めていただくようにします。

⑤定期的な施設周辺の清掃

地域委員が中心となり参加可能な職員を募って、施設周辺の掃除を行います。

⑤ 災害発生時の避難所の提供

和順の里並びに佛教大学は、平成23年4月1日に地元原谷地域（区）連絡協議会並びに金閣社会福祉協議会自主防災部と災害発生時には、原谷地区に居住する介護の必要な高齢者および未就学児童のいる家庭を可能な限り受け入れる旨の「災害発生時の避難に関する各施設使用の覚書」を締結しています。

災害発生時には、可能な限りの地域協力を行います。

(9) 災害対策の充実

阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震をはじめ風水害も各地で発生しております。災害対策に対する委員会を継続しマニュアルの見直し、地域を含めた災害訓練も実施して災害対策をしていきます。令和5年度はBCP計画書を作成します。

(10) 事務機能の充実

事務の仕事は、経理、人事管理、設備管理がその主なものであります。

人事管理については、職員の安定確保が不十分な状態でした。特に介護職員が各フロアに足りない状況です。福祉就労状況を考えて昨年度から取り組んでおります外国人採用も含んだ職員確保に努力していきたいと思えます。

また、職員の健康管理も人事管理上重要なことですので、必要な健康診断を行うとともに、衛生委員会の定期開催により、職員の労働安全衛生を図るとともに、職員一人ひとりが適正な労働時間を守ってもらえるよう、職員ともども努力をしていきたいと思えます。

設備の管理については、今年度は冷暖房の不具合は、身体の弱い入居者にとっては、死活問題となりますので、計画を立てて取り換えていきます。

特に事務の仕事は、入居者が気持ちよく過ごすこと、また現場の職員が気持ちよくスムーズに仕事ができるように、環境を整えることが重要な仕事ですので、そのことにいつも気を配りながら仕事を進めたいと思えます。

各部署の年間計画

【介護課】

(実施方針)

ご入居者一人ひとりに誠実に向き合い、それぞれの希望や思いを尊重し、その人らしい暮らし方ができるよう支援します。

(重点項目)

- ▶ 入居者へのサービスの維持向上～個別ケアの充実～
 - ・「アセスメント・ケアプラン・サービス提供・モニタリング」という一連のサイクルを定期的実施し、個別ケアの充実化に結び付けます。
 - ・入居者一人ひとりのこれまでの生活歴や習慣などの情報を収集し、職員間で情報を共有し、“その人らしい”生活が送れるように支援します。
 - また、“できること”に目を向けたアセスメントを行い、プランニングにつなげます。
 - ・画一的なサービス提供とならないように、入居者が自由に過ごせる時間・空間を提供します。
- ▶ サービスの質の向上
 - ・入居者を敬い、安心感や信頼感を得られるような言葉遣いや対応の仕方など、接遇マナーの向上に取り組み、サービス内容の充実化を図ります。
 - ・オンライン研修を活用して、各職員がお互いに知識を深め、情報を共有しケアのサービスの質の向上に努めます。
 - ・介護記録や連絡ノートを活用して、情報の共有化を図り、よりよいケアの提供に努めます
 - ・福祉用具を活用したノーリフトケアを導入し、安心かつ安全な介護技術を身に着けます
- ▶ 楽しみのある行事・アクティビティサービスの提供
 - ・施設生活において、四季折々の風情を感じる楽しみを提供できるように行事を企画し、楽しみや生きがい、自己実現の一助となるよう援助します
 - ・入居者それぞれの日常生活を明るく楽しく新進の活性化に寄与するため、可能な限り、お一人お一人のニーズに応じたアクティビティサービスを提供できるように取り組みます

【医務】

『入居者の健康管理に努め、安心・安全・安楽な生活を他職種と共に支援する。』

1、健康保時の援助を行う。

- ・慢性疾患の細やかな状態観察を行い、他職種からの情報を共有し、アセスメントする。
- ・異常の早期発見に努め、異常が認められた場合、本人・ご家族の希望も踏まえ、嘱託医の診察や、必要に応じて外部受診し対応する。
- ・入居者の重度化が進行しており、急変の可能性が高い。心身の状態変化に応じて、医師や家族を交えてのカフェリスを重ねる。場合によっては「看取り介護の同意書」を作成しながら他職種と共にケアに取り組む。

- ・内服薬、外用薬、衛生材料、酸素ボンベ、VS 測定器などの医療物品の管理を行う。
 - ・吸引器などの医療関係物品の定期洗浄と管理を行う。
 - ・年 2 回、4 月定期診察・定期採血・10 月定期健診（胸部レントゲン、血液、尿検査）実施。
また、状態に応じて嘱託医指示のもと採血、心電図検査を実施。尿検査・心電図検査を行う。
- 2、感染予防の取り組み。
- ・コロナウイルス感染に対する予防を徹底する。
 - ・インフルエンザや肺炎球菌などの予防接種の実施。
 - ・常に標準予防策に準じた感染予防対策をする。
- 3、褥瘡予防の取り組み。
- ・褥瘡発生予防に関する指針に従い、他職種と協働し適切な看護、介護を目指す。
- 4、入居者の暮らしを支える為に、他部署と連携を取る。
- ・ケアプランの作成時や毎日の申し送りなどで、その人にあったケアを助言する。
 - ・委員会活動に参加する。
 - ・介護にも参加し入居者を援助する。
- 5、自己研鑽に努める。
- ・日々進歩する医療や、看護・介護の知識・技術、諸制度などについて、積極的に情報を得たり、研修会に参加する。
 - ・ケアの専門家としての自覚・責任のある行動がとれるよう努力する。
- 6、適宜業務内容を見直す。
- ・より安全・スムーズに業務が行えるよう検討する。

【生活相談員】

■ 個別サービスに基づいたケアプランの適正化

- ①他職種との連絡・調整を行い昨年度同様、入居者の視点に立った生活支援型のポジティブなケアプラン作成に努める。
- ②モニタリングの充実を図りマネジメント能力の向上に努める。
- ③ターミナル期に於いては入居者・家族の意向を把握した上で、ケアとキュアのバランスに配慮したケアプラン作りに努める。

■ 身体拘束ゼロへの取り組み

これまでの拘束事例の再検討、及び外部研修への参加を通じて研鑽を深め、引き続き身体拘束ゼロを目指す。

■ 入居者家族等との絆を強化

- ①ターミナル期に臨んでは、家族との窓口的役割を担い医療カンファレンスの開催を始め、精神面で

のフォローアップ等、より充実した終末期ケアに向けた体制作りの強化を図る。

■ 関係諸機関との連携の強化

①長期入所

医療機関への受診、退院時の情報を共有及び正確な伝達を行い、継続した看護・介護を入居者に提供できるよう協力病院を含めた医療機関との連携を強化する。

②短期入所

ケアカンファレンス等を通じ居宅介護支援事業所、主治医、他サービス事業所との連携を強化し、継続性のある質の高い介護サービスを提供することで在宅生活をサポートする。

■ 地域との連携

地域活動への参加・各種福祉サービスに対する相談窓口としての機能を通じ、福祉施設への理解、協力を求め、共生社会の実現を目指す。

■ ベッドコントロール

申請者の状況として、年々、医療ニーズの高い方、認知症重度の方が増えている。柔軟に受け入れられるよう各部署と連携し目標稼働率達成を目指す。

【栄養士・厨房】

1) 厨房委託先と共に食事の大切さを理解し、日々の楽しみの一つとなるような食事の提供と安全な食事の提供を目指す。

- ・ 季節感や食への楽しみを感じていただける食事の提供をする。
季節ごとの行事にあわせ、旬の食材を取り入れた献立づくりをする。
また、松花堂弁当を準備し普段とは違った雰囲気 of 食事を提供する。

	行事名	料理名
4月	お花見	お花見弁当
5月	端午の節句	柏餅
6月	夏越祓	水無月
7月	七夕	七夕膳
8月	夏まつり	屋台料理
9月	敬老会 秋分の日	にぎりずし おはぎ
10月	秋祭り	屋台料理

	運動会	行楽弁当
12月	クリスマス会 大晦日	クリスマスバイキング 年越しそば
1月	お正月 七草 鏡開き	おせち料理 七草粥 おぜんざい
2月	節分	巻き寿司
3月	桃の節句 春分の日	ひな寿司・甘酒 ぼたもち

- ・ 嚥下困難・咀嚼力低下にあわせたソフト食の導入を進めていく。ミキサー食の方を中心に味付けはもちろんのこと見た目でも楽しんで頂けるよう、毎月行事食の時にはソフト食を提供していく。
 - ・ 選択メニューを行い、入居者の好みの食事を本人が選べる機会を提供する。
 - ・ 食中毒予防のための衛生管理を行い、安全な食事の提供をする。
 - ・ 家庭的な雰囲気を感じていただけるよう、入居者と共に調理レクリエーションを行う。また、厨房職員の実演による食事の提供も取り入れていく。
 - ・ 喫茶の開催を毎月1回行い、普段のおやつとは違った雰囲気を楽しんで頂く。
- 2) 栄養ケアマネジメントにより、入居者一人一人にあった栄養量の設定や嗜好にあった食事の提供を行う。他職種と連携をとり健康の維持・向上を目指す。また、褥瘡発生リスクの高い低栄養者のリストアップを行い、低栄養の改善に向け食事の工夫を行っていきます。
- 3) 開所当初より使用している食器は消耗してきており入れ替えを行い、新たな食事環境の提供を行う。
- ・ メニューに合った食器や入居者に合った食器を選び、介護職員、厨房職員と共に検討し入れ替えを行っていきます。
- 4) 食事委員会の開催を定期的に行い、入居者や介護職員の意見を集約し献立作成や行事食に生かし、より充実した食事の提供を目指す。
- 5) 災害時に備え非常食の確保を計画的に行っていく。
- 購入した食材を使用し、非常時に備えた訓練を行えるよう計画を立てていきます。また購入する食材は無駄にすることなく日々のメニューに組み込めるような内容を吟味し、購入していきます。
- 6) 栄養補助食品・増粘剤の見直しをする。年々栄養補助食品や増粘剤の使用頻度が増し、費用の拡大につながっています。現在使用中の食品等が入居者の状態にあった物であるか、費用の面でも安価で良い商品がないか検討していく。

【機能訓練指導員】

施設生活の中でその人らしい生活をして頂くために、身体機能、ADL、QOLの維持向上を図ります。

① 個々の身体機能・精神機能に合わせた機能訓練の実施

・身体評価をもとに歩行や関節可動域訓練等の個別に行う機能訓練や日常生活動作の中で行う生活リハビリテーション、集団で行う体操やレクリエーション、また、洗濯物をたたんだりおしぼりを巻くといった軽作業等、入居者様の主体性や自主性を尊重し個々の状態に応じた機能訓練計画を作成し、多職種と連携しながら実施していきます。また三ヶ月に一度、ご家族様へ現状を報告し、安心して頂けるよう努めていきます。

② 入居者様の状態に合わせた環境設定

・身体機能に適したベッドや介助物の配置といった環境整備の助言を行います、車椅子の調整、福祉用具や歩行補助具の選定を行っていきます。褥瘡リスクの高い方にはマットレスや車椅子クッションの選定を行います。また靴などの購入の際にもご本人に適したものが購入できるよう介護職員に相談及び助言していきます。

③ 他職種との連携

・日々の状態の変化や生活目標等の情報を共有し、スタッフ全員が同じ意識の中でそれぞれの業務が出来る様に看護師、管理栄養士、生活相談員、介護職員と連携に努めます。

④ 生活リハビリの充実

・機能維持や介護予防を目的に日常生活動作の中で出来る事と出来ない事を評価し、介護職員と連携を取りながら日常生活の中で残存機能を活用する事で、活動性の向上を図り、日々の生活を通して身体機能の維持が出来るよう努めていきます。

⑤ 福祉用具の活用

・ノーリフトケアを推進し福祉用具の導入や積極的な活用を行い利用者の自立支援を図るとともに職員の介護負担の軽減に努めます。

⑥ リスク管理の徹底

・機能訓練中の事故や急変等に注意を払い、訓練前の状態確認や情報収集に努めリスク管理をしっかりと行い事故防止に努めます。また事故報告書やヒヤリハット報告書を通じて事故の再発に努めていきます。

施設生活の中でその人らしい生活をして頂くために、身体機能、ADL、QOLの維持向上を図ります。

【事 務】

経理について

1. 令和3年4月より、介護報酬改定が行われ、新しい加算も増えました。新しい加算を取得するための整備を行い、令和4年11月から新しい加算を1つ取得することが出来ました。介護保険請求・入居者への一割負担金の請求を的確に行いながら、正しく収支計上が行うことができるよう努めます。
2. 令和4年10月から処遇改善支援助成金がベースアップ等支援加算に移行されました。現行処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の3つの加算から得た収入を介護職員等に適正な形で支給が行えるように努めます。
3. 法人が経営する事業予算を適切に執行し的確な財源確保に努め、収入の安定を図り分析するとともに支出の無駄を省き収支のバランスを図るよう努めます。

設備・機器について

1. 施設全体の設備等も20年目を迎え、老朽化している機器も増えています。必要な機器について、更新できるように努めます。令和4年度は空調設備の更新が出来るように調査を行い、施設内で設計士を交え調整させていただきました。令和5年度に空調設備の更新を行えるようにします。
2. 施設内の機器・備品ですが、年数を重ね老朽化している機器・備品があります。今年度は、コロナ感染防止策を行いながら、備品等の購入を行いました。老朽化したベット等の入替を行うとともに介護現場で必要な備品を導入したいと思えます。

その他

1. 他部署との業務が円滑に行われるように、事務関係書類の作成や提出の手順を整備し各部署に浸透させることに努めます。
2. 平成29年度より、社会福祉法等の一部を改正する法律が施行され、社会福祉法人が保有している資産や情報について明確に提示しなければなりません。的確な情報の開示を行えるように努めます。
3. BCPについて、何時どこで自然災害等が発生するかもしれません。地域との連携が重要になってきます。災害対策に関する施策を作成し、地域の方と連携できる体制を整備していきます。